

〔解 説〕

1) 不適切である

所得が少なく保険料の納付が困難なことにより保険料の免除を受ける場合は、本人、世帯主、配偶者のそれぞれの所得が、政令で定められた額以下であることが要件となります。なお、判定に用いる所得は、申請時期が7月～12月の場合は前年の所得、1月～6月の場合は前々年の所得となります。

2) 不適切である。

保険料免除の申請は、保険料を徴収する権利が時効により消滅するまでの間、つまり、納期限（翌月末日）から2年を経過していない期間について行うことができます。従って、申請時点から遡ると、2年1か月前までの期間について申請することができます。

3) 不適切である。

保険料納付猶予制度の対象となるのは、50歳未満の者です。具体的には、50歳に達する日の属する月の前月までの被保険者期間がある国民年金の第1号被保険者及び第1号被保険者であった者です。なお、保険料納付猶予の場合は、本人及び配偶者のそれぞれの所得が政令で定められた額以下であることが要件となります。

4) 適切である。

産前産後期間の国民年金保険料を免除された期間は「保険料納付済期間」、つまり保険料を全額納付したものとして取り扱われます。なお、産前産後期間とは、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定日または出産日の3か月前から6か月間）をいいます。

保険料の免除・納付猶予では、判定に用いられる所得の範囲（本人、配偶者、世帯主のいずれの所得が考慮されるか）、年金額への反映（保険料を全額納付した場合の一定割合が反映されるか、受給資格のみに反映されるかなど）が問われることが多くなっています。この問題では取り上げられていませんが、「学生納付特例制度」も合わせて横断的に比較し、理解を深めましょう。